

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立文化館条例第17条 堺市立文化館条例施行規則第19条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用料の還付については、堺市立文化館条例第17条及び堺市立文化館条例施行規則第19条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立文化館条例】 (使用料の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【堺市立文化館条例施行規則】 (使用料の還付)</p> <p>第19条 条例第17条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、第9条第2項ただし書の規定により受理した申請に係る使用料については、第2号の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日前7日までにギャラリーの使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立文化館使用料還付申請書(様式第8号)に使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとする者が、市長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	